

[事案 30-45] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 8 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款に定める入院には該当しないとして支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

競技中の事故で救急搬送され、鎖骨骨折等により、翌日から別の病院に約 2 か月間入院したので、平成 26 年 8 月に契約した医療保険に基づき、入院給付金を請求したところ、本入院は約款に定める入院に該当しないとして不支払いとされたが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 自宅での治療が困難なため、医師の判断により入院した。
- (2) 入院中は常に医師の管理下において治療に専念した。
- (3) 主治医は、保険会社の委託会社の調査員に、通院は不可能と思われ、自宅療養では安静は不可能で、入院が必要と説明している。

<保険会社の主張>

本入院は、約款に定める入院に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が負った傷害のいずれについても、通院により治療を行うことが十分に可能であると認められ、本入院は入院時の医学水準・医学的常識に照らして客観的、合理的に必要な入院（約款上の「入院」）であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。